

ワーキンググループの設置について

・寒川町地域自立支援協議会設置要領抜粋

(ワーキンググループ)

第8条 協議会の所掌事務について必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの構成員及びワーキング内容は、会議において決定する。

テ ー マ：地域生活支援拠点等について

設置目的：地域生活支援拠点等は、少なくとも1つを令和2年度中に設置することとされていることから、町の現状を踏まえ、当事者や家族、支援者の意見を取り入れ、早急に具体を検討していく必要があるため。

構 成 員：当事者、家族、支援者（事業所連絡会等）

活動期間：R元年7月から12月ころまで

活動回数：4～5回程度

そ の 他：会議開催にあつては、構成員以外の町地域自立支援協議会の委員が自由に参加できるものとし、さらに、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、意見等を聞くことができるものとする。